

警察庁サイバー人材確保・育成計画

- 政府にあっては、情報システムとセキュリティ対策に係る体制強化を図るため、各府省庁においてセキュリティ・IT人材（橋渡し人材）に係る採用、人材育成、将来像等にわたる具体的な取組方を策定することを決定
- 警察においては、次の人材の育成が必要
 - ◆ 橋渡し人材
 - ◆ 情報通信部門において情報通信技術関連の業務に従事する高度専門人材
 - ◆ サイバー空間の脅威への対処に従事する警察官

サイバー人材の確保

橋渡し人材



高度専門人材



サイバー空間の脅威への対処に従事する警察官



警察情報通信学校等

情報通信部門

サイバーセキュリティ
対策研究・研修センター等



学校
研修等



技術系職員採用



互いの能力・
知見を活用

サイバーセキュリティ対策

サイバーセキュリティ運営

サイバー犯罪捜査指揮

サイバー攻撃捜査指揮

サイバー犯罪(応用)

サイバー攻撃(応用)

サイバー犯罪・攻撃(基礎)

サイバー
犯罪対策

サイバー
攻撃対策

研修



警察庁サイバー人材確保・育成計画

基本的考え方

サイバー空間が国民生活や経済活動に不可欠な社会基盤として定着し、サイバー空間と実空間がますます融合する中、サイバー空間があらゆる犯罪に悪用され得るようになっており、今やサイバー空間の安全なくして治安は成り立たない。そのため、サイバー空間の脅威への対処機関としての警察の質的・量的な能力向上は、部門を問わず喫緊の課題となっている。同時に、効率的な警察運営の実現のためには、情報通信技術の利活用を通じ、第一線の捜査活動等様々な警察活動を支援することが不可欠であるとともに、警察が国民の信頼を得るためには、自らのサイバーセキュリティの確保が大前提であることから、警察にあってはその両立を図らなければならない。

警察庁では、警察通信、情報の管理、犯罪の取締りのための情報技術の解析等を担わせるため、従前から警察官とは別に総合職及び一般職の技術系職員を採用し、情報通信部門を中心に配置して運用してきた。また、平成28年4月には長官官房にサイバーセキュリティ・情報化審議官を、情報通信局情報管理課に情報セキュリティ対策官を新設し、警察庁及び都道府県警察並びに所管法人における業務について、サイバーセキュリティの確保、情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化を図るための体制を強化するなど、内部部局における体制整備に努めるとともに、警察大学校附属警察情報通信学校における教育訓練を通じて、警察が必要とする能力や高度な専門的・技術的能力を有する人材の育成・充実も図ってきた。加えて、警察がサイバー空間の脅威に関する的確な捜査活動を行うため、警察大学校サイバーセキュリティ対策研究・研修センターを頂点とした研修体系等の人材育成基盤を充実してきたところである。

今後は、情報通信技術が日進月歩で進展する時代の要請に応え続けるため、警察運営全体の企画から実施に至る様々な段階において、情報通信に係る知識・技術を駆使できるよう、これらの態勢の持続的強化を図るとともに、警察官と技術系職員とが互いの能力・知見を更に活用できる方策を実現し、警察の人的基盤を強化するほか、全警察職員の情報システムに関するリテラシー等の向上にも取り組む必要がある。

本計画は、上記のとおり我が国のサイバーセキュリティにおいて警察が占める位置付け及び政策課題を踏まえ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の大規模な国際行事の開催を見据え、サイバー空間も含めた治安の維持に万全を期すとともに、警察運営の更なる効率化を推進するため、警察庁におけるサイバー人材として、情報通信部門における高度な専門的知識・技能を有する人材（以下「高度専門人材」という。）及び情報通信技術に関する一定の専門性と所管行政に関する十分な知識、技能、経験を有し、高度専門人材と一般行政部門との橋渡しをする人材（以下「橋渡し人材」という。）並びにサイバー空間の脅威への対処に係る警察官の確保・育成を図ることを目的に、「警察庁サイバー人材確保・育成計画」として策定したものである。

警察庁では、本計画の着実な実施に向けて取り組むものとし、サイバー人材の確保・育成状況等を踏まえ、必要に応じて、適切かつ柔軟に本計画の見直しを行っていく。

第1 体制の整備

警察庁では、サイバー空間の脅威への対処、情報通信技術の利活用による効率的な警察運営の実現及び自らのサイバーセキュリティの確保の両立を担う体制整備に努めているところ、昨今のサイバーセキュリティ情勢の深刻化等を踏まえた機構・定員要求を行う。

第2 人材の拡充

警察庁では、一般職及び総合職の技術系職員について、新卒採用に当たり、橋渡し人材・高度専門人材の候補として位置付けた採用活動を行うとともに、採用後は、情報通信部門を中心とする関係部局への配置、部内外における研修、OJT等を通じて情報通信技術に係る知識・技能向上を図りつつ、適性に応じて計画的に育成していく。

また、都道府県警察では、サイバー空間の脅威への対処に従事する警察官の育成について、「警察におけるサイバーセキュリティ戦略」（平成27年9月4日付け警察庁乙官発第13号ほか別添）を受けて策定した「サイバー空間の脅威への対処に係る人材育成方針」（平成27年12月22日付け警察庁丙総発第85号ほか別添。以下「警察人材育成方針」という。）に基づき、能力を有する者の積極的な採用・登用や職員の更なる能力向上を図る。

1 有為な人材の確保

(1) 一般職及び総合職の技術系職員

ア 橋渡し人材・高度専門人材の候補の採用

警察庁情報通信部門では、毎年度、一般職及び総合職の技術系職員を新卒採用により確保（平成29年度は100名程度を予定）している。特に一般職の採用活動では、管区警察局、北海道警察情報通信部及び東京都警察情報通信部（以下「地方機関」という。）において現場業務を担っている実情を踏まえ、既に確立している多様なキャリアパスを示し、応募者の勤務地や待遇に関する多様な志望に応えることで、質的・量的な水準を維持している。今後、採用時面接等において、情報通信技術に係る素養を確認するとともに、橋渡し人材・高度専門人材としての業務内容を一層丁寧に説明する。

また、情報通信技術に係る実践的な知識・技能を有する人材を確保するため、大学の学生を対象としたものに加え、高等専門学校を学生を対象とした業務説明会等を積極的に実施する。

さらに、従来から一般職国家公務員待遇として、一般職試験による採用のほか、第一級陸上無線技術士資格保有者からも採用しているところ、今後は、新たに創設された情報処理安全確保支援士資格等関連する資格の保有者からの採用等についても検討する。

加えて、高度専門人材の候補を見据え、採用の段階から突出した能力を有する人材を発掘することも重要である。現在、若年層における人材の裾野を拡大し、世界に通用するトップクラス人材を創出するため、官民を挙げて、グローバル水準の能力を競うコンテストや研究成果を発表する国際会議等が開催されており、警察庁も参画してきた。これらは、突出した能力を持ちうる人材を発掘することができる“場”としても機能することから、今後は、警察の有する高度な専門性や魅力的なキャリア形成等について情報発信するなど、一層の人材発掘に努める。

イ 適切な処遇

警察庁では、所管する情報システムの開発・構築、サイバーセキュリティの確保、所管行政における情報化の推進、犯罪の取締りのための情報技術の解析、その他警察に係る情報通信に関する研究に関する業務分野のうち、特に高度な専門的知識・技能を要する業務については、高度専門人材を配置し担当させている。

高度専門人材は、情報通信部門の技術系職員について、地方機関における業務実績や警察大学校等における研修の成績等を通じ、特に適性の高い者を発掘するとともに、本人の志望等を尊重した上で年功序列に捕らわれず、長期特別研究制度等を通じて警察庁における高度な実務に従事させるなど、内部部局、附属機関及び地方機関ごとの特性を踏まえたキャリアパス管理を実施しながら、より高いレベルの研修や該当部署でのOJT等を通じて育成している。今後は、最新の技術に対応した研修の充実等により人材の拡充を図る。特に、「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針」（平成28年3月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定。）第2章の2（5）に基づき、セキュリティ・ITに係る業務の専門性・特殊性等を踏まえ、政府において手当等を新たに支給することによる一定の給与上の評価を行うこととされたことから、既に一定の人材を確保している警察庁においては、政府の取組を活用し、業務実績や保有資格に応じた諸手当の充実等処遇の改善を検討する。

また、高度専門人材のうち、全国的にみて極めて卓越した情報通信に関する能力を有する人材については、上席技術者に指定し、本人の意向を踏まえた人事配置に配慮し、高度な実務、研究開発、外部機関との交流による技術情報の共有・収集、後進の指導等を集中的に行わせるなど、その能力を最大限発揮させるような運用に努めている。指定された者は、称号及びその者の有する情報通信に関する能力を表す別号が付与され、全ての技術系警察情報通信職員の目標となっており、今後とも、こうした取り組みを通じて、技術系職員全体の士気高揚を図る。

(2) サイバー空間の脅威への対処に従事する警察官

サイバー犯罪やサイバー攻撃といったサイバー空間の脅威への対処に従事する警察官については、素養ある優秀な人材を確保するため、警察人材育成方針に基づき、都道府県警察における計画的な採用、積極的な採用募集活動及び民間事業者からの採用・登用を推進する。

2 人材の育成

(1) 研修

ア 一般職及び総合職の技術系職員

○ 学校研修

警察庁では、警察業務の特殊性を踏まえ、警察大学校附属警察情報通信学校において、一般職又は総合職として採用された全ての技術系職員に対し、情報通信部門の業務に必要な基本的な知識・技能を習得させるための研修や情報通信技術に係る特定の業務分野における高度な専門的知識・技能を習得させるための研修を実施している。今後は、講義内容の充実や短期コースの新設による入校機会の増加等を図る。

○ 外部委託研修等

警察庁では、一般に普及していない最新の技術に関する知識・技能等、研修環境を警察庁で用意することが困難な場合についても、必要に応じ民間企業が提供する研修や国内外の大学等学術機関に対する派遣等を通じて習得に努めており、引き続き活用を図る。

○ 内閣官房及び総務省において用意する研修

警察庁では、一般的なITスキルや電子政府に関するものなど、政府機関に共通する知識・技能に関する研修については、内閣官房及び総務省において用意する研修を活用している。今後は、現に統括部局や社会的な影響の大きいシステムを所管する部局で勤務している職員については、本研修を積極的に活用するとともに、それら以外の職員についても、積極的な受講を推奨する。

○ その他

警察庁では、警察庁CSIRTの対処能力向上を図ることを目的とした実践的訓練を毎年実施している。

イ サイバー空間の脅威への対処に従事する警察官

サイバー空間の脅威への対処に従事する警察官については、警察人材育成方針に基づき、警察大学校サイバーセキュリティ対策研究・研修センター、警察庁内部部局、管区警察局及び都道府県警察における研修を活用するほか、情報通信技術に係る高度な専門性を有している民間事業者、大学等の学術機関等による講義・研修や民間事業者等への派遣を図ることにより、人材を育成する。

また、人材の裾野の拡大等のため、警察庁において、平成29年度以降、研修体系の見直しを図る。

(2) 配置

ア 一般職及び総合職の技術系職員

○ 部内配置

実践的な知識・技能を習得する上では、OJTは不可欠である。特に、知識・技能の陳腐化を避けるため、実務に従事することは重要である。その際、橋渡し人材については、情報通信部門の経験に加えて、情報システムが運用される業務の主管部門の経験を必要とする一方、高度専門人材については、高度な実務に没頭できる環境を必要とするなど、職員個人の将来の人材像に留意して配置しなければならない。

そのため、警察庁では、総合職及び一般職の技術系職員について、採用後のキャリアアップの過程において別紙のとおり、全国の情報通信部門を中心に、都道府県警察、他省庁等の関連部署への組織・部門横断的な人事配置を実施し、技術担当としての様々な経験を積ませることで、情報システムの開発・構築やサイバーセキュリティの確保に関係する知識・技能を組織的に習得させている。引き続き、本人の年次、適性、勤務希望、関係部署からの要望等を踏まえて配置するポストを総合的に判断するとともに、OJT、自己研鑽を支援するツールの導入についても検討していく。

○ 人事交流

現在、警察庁では、橋渡し人材及び高度専門人材について、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターや内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室に対し、職員を出向等させている。

こうした場において、セキュリティ・ITに関わる職員が府省庁の垣根を越えて触れ合うことは、職員個人の人的関係や視野の広がり等において有益な効果を見込めることから、引き続きこれら機関との人事交流についても活用を図る。

イ サイバー空間の脅威への対処に従事する警察官

サイバー空間の脅威への対処に従事する警察官については、警察人材育成方針に基づき、都道府県警察において、職員のサイバー関連部署への勤務希望、情報通信技術に関する知識・技能、保有資格等を組織的に把握するとともに、人材の育成に配意して部門横断的に人材を配置するなど、キャリアパス管理を推進する。

3 全警察職員のサイバーリテラシーの向上

警察庁及び都道府県警察では、全警察職員の情報セキュリティ及び情報システムに関するリテラシー向上のため、警察大学校、管区警察学校、都道府県警察学校等において、採用時、昇任時、各部門任用時等に情報セキュリティ対策に関する研修を実施する。

また、平成5年度から継続して実施している警察職員の情報処理能力についての検定により、警察における情報セキュリティポリシーを始めとした情報処理に係る法令・規程に関する知識や情報システムの操作に関する知識・技能を検定し、全警察職員のリテラシー向上を図るほか、上級の区分においてシステムの設計・開発・監査等に係る知識・技能を検定し、情報通信技術に係る人材の拡大を図る。

さらに、国民からの要望、相談等の警察業務において、サイバー空間の脅威についての適切な理解に基づいて対応することが求められていることから、警察庁及び都道府県警察において、警察人材育成方針に基づき、全警察職員を対象としたサイバー空間の脅威の情勢等に関する講演や採用・昇任時研修を実施するなどにより、全警察職員のサイバー空間の脅威への対処に係る知識の底上げを図る。

加えて、情報システムの取扱いやサイバー空間の脅威の情勢等に関する分かりやすい執務参考資料を作成し、職員へ配布するとともに、いつでも参照できるよう掲示板に掲載するなど、全警察職員の情報セキュリティ意識の醸成等を図る。

